

沖縄県「全国がん登録」診療所指定要領

1 趣旨

この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項に基づく届出において、同条第 2 項に基づき沖縄県知事が指定する診療所に関し、必要な事項を定めるものである。

2 対象診療所

対象となる診療所は、がん（上皮内がんを含む）の診断や治療等が実施可能で、かつ、法第 6 条第 1 項の届出対象情報の届出を行うことができる診療所とする。

3 申請方法

指定を受けようとする診療所の開設者は、「全国がん登録における診療所指定申請書（様式 1）」を、届出を開始しようとする年の前年 11 月末日までに、沖縄県知事に提出する。

4 指定方法

沖縄県知事は、「全国がん登録における診療所指定申請書（様式 1）」を受理した場合は、法第 6 条第 2 項の診療所としての指定を行い、各年 1 月 1 日付けで「全国がん登録における診療所指定書（様式 2）」により通知する。

なお、指定は各年 1 月 1 日付けで行い、年途中の指定は行わないものとする。

5 指定内容の変更

指定された診療所の内容に変更が生じた場合は、「全国がん登録における指定診療所変更届（様式 3）」を速やかに沖縄県知事に提出する。

6 指定診療所の辞退

指定診療所が、その指定を辞退する場合は、「全国がん登録における指定診療所辞退届（様式 4）」を沖縄県知事に提出する。

7 指定の取消

沖縄県知事は、法第 6 条第 4 項及び 5 項の規定に基づき、指定診療所の指定を取り消す場合は、「全国がん登録における診療所指定取消書（様式 5）」により通知する。

(附則) この要領は、平成 27 年 10 月 15 日から施行する。

(附則) この要領は、令和 3 年 2 月 22 日から施行する。